熊本市公報

第１３９２号

発行所　熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市総務局総務厚生課
発行日　毎月　１５日・末日

目　　次

条　　例

○熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例（条例第 75 号）…… 1953
○熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例（条例第 76 号）…… 1955
○熊本市自治基本条例の一部を改正する条例（条例第 77 号）…… 1959
○住居表示の実施等による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 78 号）…… 1961
○熊本市公民館条例の一部を改正する条例（条例第 79 号）…… 1963
○熊本市城南福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第 80 号）…… 1964
○熊本市火の君文化ホール条例の一部を改正する条例（条例第 81 号）…… 1967
○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第 82 号）…… 1969
○児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 83 号）…… 1970
○熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 84 号）…… 1972
○熊本市保育園条例の一部を改正する条例（条例第 85 号）…… 1979
○熊本市田原坂西南戦争資料館条例（条例第 86 号）…… 1980
○熊本市体育施設条例の一部を改正する条例（条例第 87 号）…… 1982
○熊本市土地利用審査会条例の一部を改正する条例（条例第 88 号）…… 1988
○熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 89 号）…… 1989
○熊本市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第 90 号）…… 1990
○熊本市自動車運送条例を廃止する条例（条例第 91 号）…… 1991
○熊本市軌道条例の一部を改正する条例（条例第 92 号）…… 1992
○熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 93 号）…… 1993

規　　則

○熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を改正する規則（規則第 101 号）… 1994
○熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則（規則第 102 号）…… 1995
○熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 103 号）…… 1997
○熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 104 号）…… 1999
○児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第 105 号）…… 2000
○熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則の一部を改正する規則（規則第 106 号）…… 2002

○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（規則第 107 号）…… 2003

訓　　令

○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 16 号）…… 2010

告　　示

○平成２６年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 857 号）…… 2011
○差押調書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 858 号）…… 2011
○県道の区域変更（告示第 859 号）…… 2011
○差押調書（謄本）の公示送達（告示第 860 号）…… 2012
○国道の供用開始（告示第 861 号）…… 2012
○県道の供用開始（告示第 862 号）…… 2012
○土壌汚染対策法による要措置区域の指定等（告示第 864 号）…… 2013
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 865 号）…… 2013
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 866 号）…… 2013
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 867 号）…… 2014
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 868 号）…… 2014
○生活保護法による指定医療機関の辞退（告示第 869 号）…… 2015
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 870 号）…… 2015
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 871 号）…… 2017
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 872 号）…… 2018
○市道の供用開始（告示第 873 号）…… 2018
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 874 号）…… 2018
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 875 号）…… 2019
○市税督促状の公示送達（告示第 876 号）…… 2019
○市道の区域変更（告示第 877 号）…… 2020
○市道の供用開始（告示第 878 号）…… 2020
○市道の区域変更（告示第 879 号）…… 2020
○市道の認定（告示第 880 号）…… 2021
○市道の廃止（告示第 881 号）…… 2022
○市道の区域変更（告示第 882 号）…… 2023
○市道の供用開始（告示第 883 号）…… 2024

公　　告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 852 号）…… 2025
○開発行為に関する工事の完了（公告第 854 号）…… 2025
○開発行為に関する工事の完了（公告第 855 号）…… 2026
○開発行為に関する工事の完了（公告第 856 号）…… 2026
○開発行為に関する工事の完了（公告第 857 号）…… 2026
○開発行為に関する工事の完了（公告第 858 号）…… 2027

○開発行為に関する工事の完了（公告第 859 号）…… 2027
○開発行為に関する工事の完了（公告第 861 号）…… 2027
○熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業の書類送付に代えての掲示（公告第 863 号）…… 2027
○開発行為に関する工事の完了（公告第 864 号）…… 2028
○開発行為に関する工事の完了（公告第 865 号）…… 2028
○開発行為に関する工事の完了（公告第 866 号）…… 2028
○開発行為に関する工事の完了（公告第 867 号）…… 2029
○開発行為に関する工事の完了（公告第 869 号）…… 2029
○県営第一海路口地区土地改良事業（農業用用排水施設）計画の概要の縦覧（公告第 871 号）…… 2029
○農業振興地域整備計画の変更（公告第 874 号）…… 2030
○熊本市一般競争入札実施要領の一部を改正する要領（公告第 878 号）…… 2030

中　央　区

○住民票の職権消除（中央区告示第 28 号）…… 2031
○住民票の職権消除（中央区告示第 29 号）…… 2031

西　　区

○住民票の職権消除（西区告示第 12 号）…… 2031

南　　区

○住民票の職権消除（南区告示第 10 号）…… 2031

上下水道局

○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 87 号）…… 2032
○排水設備指定工事店の指定の取消し（上下水道局告示第 88 号）…… 2032
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 89 号）…… 2032
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 90 号）…… 2033

教育委員会

○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 14 号）…… 2033

農業委員会

○農業委員会総会の招集（農委公告第 13 号）…… 2034

人事委員会

○熊本市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 20 号）…… 2034
○熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 21 号）…… 2034
○熊本市初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 22 号）…… 2035

条　　例

条　例　第　７５　号

平成２６年１２月２６日

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１５年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

３　審議会は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成２６年特定個人情報保護委員会規則第１号）第７条第４項の規定により意見を述べることができる。

第５条第１項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第７条を第８条とし、第６条を第７条とし、同条の前に次の１条を加える。

（部会）

第６条　審議会に、第２条第３項に規定する事務を処理するための特定個人情報保護評価専門部会その他の規則で定める部会を置くことができる。

２　部会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

３　専門委員は、市長が委嘱し、その任期は、市長がその都度定めるものとする。

４　部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

５　部会の委員（専門委員を含む。）の定数は、規則で定める。

６　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

７　審議会は、その定めるところにより、部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。この場合において、部会長は、審議会に決定内容を報告するものとする。

８　前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」

とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表中「情報公開・個人情報保護審議会委員」の次に「及び情報公開・個人情報保護審議会専門委員」を加える。

条　例　第　７６　号

平成２６年１２月２６日

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第２６条の６第１項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的とする。

（配偶者同行休業の承認）

第２条　任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

第３条　法第２６条の６第１項の条例で定める期間は、３年とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第４条　法第２６条の６第１項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（６箇月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第７条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1)　外国での勤務

(2)　事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前２号に該当するものを除く。）

(4)　前３号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が認めるもの

（配偶者同行休業の承認の申請）

第５条　配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第２６条の６第１項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第６条　配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第３条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

２　法第２６条の６第３項の条例で定める特別の事情は、任命権者が認める特別の事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第７条　法第２６条の６第６項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1)　配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2)　配偶者同行休業をしている職員が、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）第１４条の規定による特別休暇（女性職員が出産する予定である場合及び女性職員が出産した場合を事由とするものに限る。）を取得することとなったこと。

(3)　任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第８条　配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)　配偶者が死亡した場合

(2)　配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3)　配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4)　前条第１号又は第２号に掲げる事由に該当することとなった場合

(5)　前各号に掲げるもののほか、任命権者が定める場合

（職務復帰後における号給の調整）

第９条　配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を１００分の５０以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

２　配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との権衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第１０条　熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和３０年条例第１６号）第６条の４第１項及び第７条第４項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第６条の４第１項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

２　配偶者同行休業をした期間についての熊本市職員の退職手当に関する条例第７条第４項の規定の適用については、同項中「その月数の２分の１に相当する月数（地方公務員法第５５条の２第１項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第２条　熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中第８号を第９号とし、第４号から第７号までを１号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の１号を加える。

(4)　職員の休業に関する状況

（熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第３条　熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和４１年条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第１５条の４の次に次の１条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第１５条の５　地方公務員法第２６条の６第１項の規定による承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第４条　熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２８年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１４条の４の次に次の１条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第１４条の５　地方公務員法第２６条の６第１項の規定による承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第５条　熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成２０年条例第１１６号）の一部を次のように改正する。

第２５条の次に次の１条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第２５条の２　地方公務員法第２６条の６第１項の規定による承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

条　例　第　７７　号

平成２６年１２月２６日

熊本市自治基本条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市自治基本条例の一部を改正する条例

熊本市自治基本条例（平成２１年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第５章　コミュニティ活動（第３２条・第３３条）　　」

を

「第５章　コミュニティ活動（第３２条－第３４条）

第６章　区におけるまちづくり（第３５条・第３６条）」

に、「第６章」を「第７章」に、「第３４条・第３５条」を「第３７条・第３８条」に、「第７章」を「第８章」に、「第３６条」を「第３９条」に、「第８章」を「第９章」に、「第３７条－第３９条」を「第４０条－第４２条」に改める。

第８章中第３９条を第４２条とし、第３８条を第４１条とし、第３７条を第４０条とし、同章を第９章とする。

第７章中第３６条を第３９条とし、同章を第８章とする。

第６章中第３５条を第３８条とし、第３４条を第３７条とし、同章を第７章とする。

第３３条の次に次の１条及び１章を加える。

（地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携）

第３４条　地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民は、それぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。

２　市長等は、前項の連携が円滑に行われるよう支援します。

第６章　区におけるまちづくり

（区におけるまちづくり）

第３５条　本市においては、地域の特性を踏まえた自主的で自立的な、区におけるまちづくりを、区役所の拠点性を生かしながら、推進します。

２　区におけるまちづくりは、区の住民が主体的に取り組むよう努め、区長その他のまちづくりに携わる市の職員との協働により行います。

３　前項の場合において､区の住民及び区長その他のまちづくりに携わる市の職員は、次の事項を考慮して取り組みます。

(1)　地域の情報を収集し、その情報を区の内外に発信すること。

(2)　地域における課題を的確に把握すること。

(3)　地域における課題の解決に向けて関係者の合意形成に努めること。

(4)　地域における多様な主体と連携すること。

（組織体制の整備等）

第３６条　市長等は、区におけるまちづくりを推進するために、必要な組織体制及び人員体制の整備並びに予算の確保に努めます。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

条　例　第　７８　号

平成２６年１２月２６日

住居表示の実施等による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

住居表示の実施等による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例

（熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部改正）

第１条　熊本市立小学校及び中学校設置条例（昭和３９年条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第２条(1)小学校の表熊本市立松尾東小学校の項中「松尾町上松尾」を「上松尾町」に改め、同表熊本市立松尾西小学校の項中「松尾町上松尾」を「西松尾町」に改める。

（熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第４９号）の一部を次のように改正する。

別表西区の項中「上高橋２丁目」の次に「、上松尾町」を、「谷尾崎町」の次に「、中松尾町、西松尾町」を加え、「、松尾町上松尾」を削る。

（熊本市老人憩の家条例の一部改正）

第３条　熊本市老人憩の家条例（昭和４８年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条の表６２の項中「松尾町上松尾」を「上松尾町」に改め、同表６７の項中「松尾町上松尾」を「西松尾町」に改め、同表１０２の項中「松尾町上松尾６９番地」を「松尾１丁目２番４３号」に改める。

（熊本市地域コミュニティセンター条例の一部改正）

第４条　熊本市地域コミュニティセンター条例（平成４年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表第1熊本市松尾地域コミュニティセンターの項中「松尾町上松尾」を「中松尾町」に改め、同表熊本市松尾西地域コミュニティセンターの項中「松尾町上松尾」を「西松尾町」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

条　例　第　７９　号

平成２６年１２月２６日

熊本市公民館条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市公民館条例の一部を改正する条例

熊本市公民館条例（昭和４３年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表第１(2)テニスコート使用料の表の次に次の１表を加える。

(3)　陶芸室使用料

施設名	単位	使用料
陶芸室	１日につき	1,200円

備考

１　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　この表において「１日」とは、午前９時から翌日午前９時までの使用をいう。

附　則

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

条　例　第　８０　号

平成２６年１２月２６日

熊本市城南福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市城南福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本市城南福祉センター条例（平成２２年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第４条第３号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第６条中「別表」を「別表第１及び別表第２」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の２表を加える。

別表第１（第６条関係）

施設使用料

使用時間区分 / 施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後１０時まで	正午から午後１時まで	午後５時から午後６時まで
ホール	1,500円	2,000円	2,000円	500円	500円
和室	900円	1,200円	1,200円	300円	300円
会議室	900円	1,200円	1,200円	300円	300円
調理室	1,500円	2,000円	2,000円	500円	500円

備考

１　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が２以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。

別表第２（第６条関係）

冷暖房設備使用料

使用時間区分 / 施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後１０時まで	正午から午後１時まで	午後５時から午後６時まで
ホール	200円	200円	200円	50円	50円
和室	100円	100円	100円	20円	20円
会議室	100円	100円	100円	20円	20円
調理室	100円	100円	100円	20円	20円

備考

１　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を

含むものとする。

2　使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が２以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。

附　則

1　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

2　この条例による改正後の別表第１及び別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

条　例　第　８１　号

平成２６年１２月２６日

熊本市火の君文化ホール条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市火の君文化ホール条例の一部を改正する条例

熊本市火の君文化ホール条例（平成２２年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第４条第３号及び第１４条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第１中「基本セット付」を削る。

別表第２(1)冷暖房設備使用料の表を次のように改める。

(1)　冷暖房設備使用料

施設名	単位	使用料
ホール	１時間までごとに	(1)　冷房　3,000円 (2)　暖房　2,500円
舞台のみ	１時間までごとに	500円
リハーサル室	１区分につき	200円

備考

１　１区分とは、別表第１に掲げる１使用時間区分とする。

２　リハーサル室の冷暖房設備の使用時間の延長又は繰上げは、１時間以内に限りできるものとし、その使用料については、５０円とする。ただし、使用時間区分が２以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、この限りでない。

附　則

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第１及び別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

条　例　第　８２　号

平成２６年１２月２６日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和５０年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「３９万円」を「４０万４千円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２７年１月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第７条第１項の規定は、この条例の施行の日以後に給付事由の発生した出産育児一時金について適用し、同日前に給付事由の発生した出産育児一時金については、なお従前の例による。

条　例　第　８３　号

平成２６年１２月２６日

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第１条　熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

小児慢性特定疾病審査会委員	日額　10,000円

（熊本市附属機関設置条例の一部改正）

第２条　熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表中２６の項を削り、２７の項を２６の項とし、２８の項から７１の項までを１項ずつ繰り上げる。

（熊本市児童福祉法施行条例の一部改正）

第３条　熊本市児童福祉法施行条例（平成２４年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第６条の２第３項」を「第６条の２の２第３項」に改める。

第４条第３号中「第２項」を「第３項」に改める。

（熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第６条の２第８項」を「第６条の２の２第８項」に改める。

（熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第２号イ中「第６条の２第３項」を「第６条の２の２第３項」に改める。

（熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条　熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９６号）の一部を次のように改正する。

第５１条第８項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第６条の２第３項」を「第６条の２の２第３項」に改める。

（熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第７条　熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「第６条の２第２項」を「第６条の２の２第２項」に改める。

（熊本市児童発達支援ルーム条例の一部改正）

第８条　熊本市児童発達支援ルーム条例（平成２５年条例第６７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第６条の２第２項」を「第６条の２の２第２項」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年１月１日から施行する。

条　例　第　８４　号

平成２６年１２月２６日

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例（平成１２年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の第１第４項第２号中「保存すること。」の次に「ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組合せ並びにねずみ族及び昆虫の生息調査結果を踏まえ対策を講ずる等により確実にその目的が達成できる方法であれば、その施設の状況に応じた方法及び頻度で実施することとしても差し支えない。」を加え、同表の第１第６項を次のように改める。

６　食品等の取扱い

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによること。ただし、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下この項において同じ。）を用いようとした場合において、第２号に定める取扱いによらなかったときは、第１号に定めるところにより、この項の取扱いを満たしたものとすることができる。

(1)　危害分析・重要管理点方式を用いない場合　次に掲げるところにより取り扱うこと。

ア　食品等について、次に掲げるところにより取り扱うこと。

(ｱ)　原材料及び製品の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、点検状況を記録するよう努めること。

(ｲ)　原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。保存に当たっては、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。

(ｳ)　冷蔵庫（室）内では、相互汚染が生じないよう、区画する等適切な方法で保存すること。

(ｴ)　添加物を使用する場合には、正確に秤（ひょう）量し、適正に使用すること。

(ｵ)　食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素が、完全に、又は安全な量まで死滅し、又は除去されること。

(ｶ)　食品は、その特性（水分活性、水素イオン指数及び微生物による汚染状況）、消費期限若しくは賞味期限、製造加工の方法、包装形態又は生食用、加熱加工用等の使用方法に応じて冷蔵保存する等、調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

(ｷ)　特に食品衛生に影響があると考えられる次の工程の管理に、十分配慮すること。

a　冷却

b　加熱

c　乾燥

d　添加物の使用

e　真空調理又はガス置換包装

f　放射線照射

(ｸ)　食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。

a　未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

b　製造、加工又は調理を行う区画には、当該区画で作業を行う食品取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること（当該食品取扱者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。）。これらの区域へ入ることとなる場合は、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。

c　食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具等は、別の食品を取

り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

(ｹ)　原材料の保管に当たっては、先入れ・先出しをする等、使用期限等に応じ適切な順序で使用されるよう配慮すること。

(ｺ)　器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用すること。再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものを用いること。

(ｻ)　食品の製造又は加工に当たっては、次の事項の実施に努めること。

a　原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃(あい)、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。

b　原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、その管理状況の記録を作成し、これを保存すること。

c　製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。

d　分割され、又は細切された食肉等について、異物の混入がないかを確認すること。異物が認められた場合には、汚染された可能性がある部分を廃棄すること。

e　原材料として使用していない食品衛生法第１９条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成２３年内閣府令第４５号）第１条第２項第７号に規定する特定原材料等のアレルギー物質が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。

(ｼ)　原材料及び製品について自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。

(ｽ)　おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。

(ｾ)　施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

イ　取り扱う食品に関する記録について、次に掲げるところにより取り扱うこと。

(ｱ)　食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

(ｲ)　記録の保存期間は、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限を考慮した流通実態等に応じて合理的な期間を設定すること。

(ｳ)　食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合は、当該記録を提出すること。

(ｴ)　製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合は、その記録を保存するよう努めること。

(2)　危害分析・重要管理点方式を用いる場合　次に掲げるところにより取り扱うこと。

ア　法第４８条の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

イ　製品について、その製品説明書及び製造工程一覧図を次に掲げるところにより作成すること。

(ｱ)　製品説明書には、製品の原材料等の組成、物理的又は化学的性質、加熱、凍結、加塩、燻煙その他の殺菌等の方法、包装、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する事項、想定する使用方法、消費者層その他必要な事項を記載すること。

(ｲ)　製造工程一覧図には、製品の全ての製造工程を記載すること。

(ｳ)　製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

ウ　次に掲げるところにより、食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(ｱ)　製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト(以下このウ及びエにおいて「危害要因リスト」という。)を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及びイの(ｱ)の製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

(ｲ)　(ｱ)により特定された危害の原因となる物質（以下このウ及びエにおいて「危害原因物質」という。）について、食品衛生上の危害が発生するおそ

れのある製造工程ごとに、当該危害原因物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下このウ及びエにおいて「管理措置」という。）を決定し、危害要因リストに記載すること。

(ｳ)　危害原因物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該製造工程に係る管理措置の実施状況の連続的な確認又は相当な頻度での確認（以下このウ及びエにおいてこれらを「モニタリング」という。）を必要とする製造工程（以下このウ及びエにおいて「重要管理点」という。）を定め、又は重要管理点を定める必要が認められない場合はその理由を記載した文書を作成すること。この場合において、同一の危害の原因又は危害原因物質を管理するための重要管理点が複数存在する可能性があることに配慮するとともに、重要管理点における管理措置が危害原因物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の製造工程において適切な管理措置が定められるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

(ｴ)　重要管理点ごとに、危害原因物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下このウ及びエにおいて「管理基準」という。）を設定すること。この場合において、当該管理基準は、温度、時間、水分活性、水素イオン指数等の測定できる指標又は官能検査（食品の性質を人間の視覚、味覚、嗅覚等の感覚を通して、それぞれの手法にのっとって一定の条件下で評価するものをいう。）に基づく客観的指標とすること。

(ｵ)　管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経て製造された製品の出荷の防止を行うためのモニタリングの方法を設定するとともに、当該モニタリングを十分な頻度で実施し、その実施状況を全て記録すること。この場合において、当該記録には、当該モニタリングを実施した担当者及び責任者に署名を行わせること。

(ｶ)　モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。エにおいて「改善措置」という。）を、重要管理点ごとに設定し、必要に応じて適切に実施すること。

(ｷ)　製品の危害分析・重要管理点方式について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

エ　取り扱う食品及びその食品の危害分析・重要管理点方式に関する記録について、次に掲げるところにより取り扱うこと。

(ｱ)　取り扱う食品の危害分析・重要管理点方式について、次に掲げる記録を作成し、保存すること。

a　危害原因物質の特定及び管理措置の決定に係る記録（危害要因リストを含む。）

b　重要管理点の決定に係る記録

c　管理基準の設定に係る記録

d　モニタリングの方法及び実施状況に係る記録

e　改善措置の方法及び実施状況に係る記録

f　食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するための検証の方法及び実施状況に係る記録

(ｲ)　食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

(ｳ)　(ｱ)及び(ｲ)の記録の保存期間については、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

(ｴ)　食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合には、(ｱ)及び(ｲ)の記録を提出すること。

別表第１の第１第８項第１号中「第４８条」を「第４８条第１項」に改め、同表の第１中第９項を削り、第１０項を第９項とし、第１１項を第１０項とし、第１２項を第１１項とし、同表の第１第１３項に次の１号を加え、同項を同表第１第１２項とする。

(3)　消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、保健所等へ速やかに報告すること。

別表第１の第２第４号ア中「二類感染症」の次に「(結核を除く。)」を加え、同表の第２第５号中「汚染区域」の次に「(便所を含む。)」を加え、同表の第２第７号中「作業前、用便直後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。」を削り、同表の第２中第１０号を第１１号とし、第９号を

第１０号とし、第８号を第９号とし、同号の前に次の１号を加える。

(8)　食品取扱者は、作業前、用便直後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行い、使い捨て手袋を使用した場合はその交換を行うこと。

別表第１の第３第１号中「の方法」の次に「、適正な手洗いの方法、健康管理、各種手順（公衆衛生上講ずべき措置を行う上で必要な手順をいう。）」を加え、同表の第３中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

条　例　第　８５　号

平成２６年１２月２６日

熊本市保育園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市保育園条例の一部を改正する条例

熊本市保育園条例（昭和３９年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表梶尾保育園の項及び五丁保育園の項を削る。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

条　例　第　８６　号

平成２６年１２月２６日

熊本市田原坂西南戦争資料館条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市田原坂西南戦争資料館条例

（設置）

第１条　田原坂の戦いその他西南戦争に関する資料（以下「資料」という。）を収集し、保存し、及び活用するとともに、これらを通して近代日本の夜明けを学び伝える場を提供し、もって教育、学術及び文化の発展並びに観光の振興に寄与するため、熊本市田原坂西南戦争資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（位置）

第２条　資料館の位置は、熊本市北区植木町豊岡８５８番地１とする。

（事業）

第３条　資料館は、次に掲げる事業を行う。

(1)　資料の収集、整理及び保存に関すること。

(2)　資料の展示及び公開に関すること。

(3)　資料の調査及び研究に関すること。

(4)　西南戦争遺跡の保存活用の広域連携に関すること。

(5)　地域の観光及び文化に関する情報の発信に関すること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、資料館の設置目的を達成するために必要な事業

（入館料）

第４条　資料館の入館料は、別表のとおりとする。

２　前項の入館料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

３　市長は、特に必要があると認めるときは、第１項の入館料を減免することができる。

（入館料の還付）

第５条　既納の入館料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（入館の制限）

第６条　熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

(1)　資料館の施設、資料等を毀損するおそれがあると認められる者

(2)　他人に危害を及ぼし､若しくは他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携行する者

(3)　前２号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第７条　入館者は、資料館の施設、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、委員会の定めるところにより損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規則で定める。

附　則

この条例は、平成２７年３月２３日から施行する。

別表（第４条関係）

区分	入館料	
	１人１回につき	２０人以上の団体１人１回につき
大人・高校生	210円	180円
中学生以下	100円	80円

備考　幼児並びに本市内の小学生及び中学生については、無料とする。

条　例　第　８７　号

平成２６年１２月２６日

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和６０年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

舞原運動施設	熊本市南区城南町舞原字東地内
高グラウンド	熊本市南区城南町高字口の坪地内
塚原グラウンド	熊本市南区城南町塚原字宮ノ下

」

を

「

城南総合スポーツセンター	熊本市南区城南町舞原１４４番地１
高グラウンド	熊本市南区城南町高４７６番地１
塚原グラウンド	熊本市南区城南町塚原８１番地３

」

に改める。

別表テニスコートの項体育施設名の欄中「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に改め、同項使用料の欄中「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に改め、同表体育館の項体育施設名の欄中

「　　「

富合雁回館	を	富合雁回館 城南総合スポーツセンター	に改め、

」　　」

同項使用料の欄中

「

植木総合スポーツセンター	体育館	4,200円	5,600円	5,600円	18,200円
	ミーティング室	630円	840円	840円	2,730円

」

を

「

植木総合スポーツセンター	体育館	4,200円	5,600円	5,600円	18,200円
	ミーティング室	630円	840円	840円	2,730円
城南総合スポーツセンター	体育館	6,600円	8,800円	8,800円	28,600円
	多目的室	3,600円	4,800円	4,800円	15,600円

」

に、

「

明徳体育館	1時間につき	600円

」

を

「

明徳体育館		1時間につき	600円
城南総合スポーツセンター（体育館）	全部の点灯	1時間につき	3,400円
	2分の1の点灯	1時間につき	1,700円

(3)　空調使用料

区分	単位	使用料
城南総合スポーツセンター（体育館）	1時間につき	10,000円

(4)　附属設備使用料

次に掲げる金額以内で規則で定める。

区分		1回の使用料
城南総合スポーツセンター	音響器具類	500円
	映写機類	1,000円

備考　使用の回数は、(1)施設使用料ア使用時間区分による使用料の表の1使用時間区分の使用を1回（午前9時から午後10時までの使用時間区分の使用にあっては、3回）として計算する。　」

に、

「植木総合スポーツセンター
富合雁回館」を「植木総合スポーツセンター
富合雁回館
城南総合スポーツセンター」に、

「

バスケットボール

」を「

バスケットボール ハンドボール

」に改め、

同表グラウンドの項体育施設名の欄中「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に改め、同項使用料の欄中「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に改め、同表武道場の項使用料の欄中

「

北部武道館

」を「

北部武道館 植木総合スポーツセンター

」に改め、

同表弓道場の項体育施設名の欄中「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に改め、同項使用料の欄中「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に改め、同表プールの項の次に次のように加える。

<table>
<tr>
<td>トレーニング室</td>
<td>城南総合スポーツセンター</td>
<td>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">城南総合スポーツセンター</td><td>個人使用券</td><td>１人２時間につき 300円</td></tr>
<tr><td>回数券</td><td>１１枚つづり１冊につき　3,000円</td></tr>
</table>
備考
１　使用時間が２時間を超える場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に、２時間を超える１時間につき、１５０円を加算した額とする。
２　個人使用券及び回数券は、総合体育館のトレーニング室を個人で使用する際の使用料の納付に用いることができる。
</td>
</tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表武道場の項使用料の欄の改正規定並びに附則第３項及び附則第４項の規定は、平成２７年３月２３日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前において、この条例による改正前の熊本市体育施設条例の規定によりなされた舞原運動施設に係る使用許可でこの条例の施行の日以後の使用に係るものについては、改正後の熊本市体育施設条例の相当規定に基づいてなされた城南総合スポーツセンターに係る使用許可とみなす。

（熊本市都市公園条例の一部改正）

３　熊本市都市公園条例（昭和５２年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第５田迎公園運動施設の項使用料の欄中「及び川尻武道館」を「、川尻武道館及び植木総合スポーツセンター」に改める。

（熊本市総合体育館・青年会館条例の一部改正）

４　熊本市総合体育館・青年会館条例（昭和６１年条例第１０号）の一部を次のよう

に改正する。

別表１総合体育館使用料(2)一部使用料の表備考第６項中「及び川尻武道館」を「、川尻武道館及び植木総合スポーツセンター」に改める。

５　熊本市総合体育館・青年会館条例の一部を次のように改正する。

別表１総合体育館使用料(2)一部使用料の表備考に次のように加える。

８　トレーニング室の個人使用券及び回数券は、城南総合スポーツセンターのトレーニング室を個人で使用する際の使用料の納付に用いることができる。

条　例　第　８８　号

平成２６年１２月２６日

熊本市土地利用審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

熊本市土地利用審査会条例（平成２３年条例第８７号）の一部を次のように改正する。

第６条を第７条とし、第２条から第５条までを１条ずつ繰り下げ、第１条の次に次の１条を加える。

（組織）

第２条　審査会は、委員７人をもって組織する。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

条　例　第　８９　号

平成２６年１２月２６日

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「自動車運送事業及び」を削る。

第２条中第２項、第３項及び第４項を削り、同条第５項中「軌道事業」を「交通事業」に改め、同項を同条第２項とする。

第３条を削る。

第４条中「法」を「地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）」に改め、同条を第３条とする。

第５条を削り、第６条を第４条とし、第７条から第９条までを２条ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

条　例　第　９０　号

平成２６年１２月２６日

熊本市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部を改正する条例

熊本市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例（昭和３９年条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第２条中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第１０号までを１号ずつ繰り上げる。

第３条第３号を削る。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

条　例　第　９１　号

平成２６年１２月２６日

熊本市自動車運送条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市自動車運送条例を廃止する条例

熊本市自動車運送条例（昭和３７年条例第１３号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

条　例　第　９２　号

平成２６年１２月２６日

熊本市軌道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成１３年条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「電車」を「本市の電車（以下「市電」という。）」に改める。

第２条第１項中「電車」を「市電」に、「無料とする」を「、無料とする」に改め、同条第２項中「電車」を「市電」に改める。

第５条第１項第１号ア中「の範囲内において」を「以内で」に改め、同項第６号ア(ｱ)中「電車の」を「市電の」に改め、「並びに自動車の指定区間」を削り、「以内の額」を「以内」に改め、同号ア(ｲ)中「電車及び自動車」を「市電」に、「以内の額」を「以内」に改め、同号イ中「電車」を「市電」に改め、「並びに自動車」を削り、「以内の額」を「以内」に改める。

別表中４の項から７の項までを削り、８の項を４の項とし、９の項を５の項とし、１０の項を６の項とし、１１の項を削り、１２の項中「電車・自動車・他社電車・他社自動車共通夏休み子ども定期旅客運賃」を「夏休み子ども定期旅客運賃」に改め、同項を７の項とする。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

条　例　第　９３　号

平成２６年１２月２６日

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和４１年条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「企業管理者」を「地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により本市に置かれる管理者（以下「企業管理者」という。）」に改める。

第２条中「７００，０００円」の次に「（熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第５１号）第１条に規定する交通事業の企業管理者にあっては、６３０，０００円）」を加える。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

規　　則

規　則　第　１０１　号

平成２６年１２月１８日

熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則（昭和４９年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「）及び」を「）並びに」に改める。

第９条第１号中「、氏名」を「又は氏名」に改める。

別表第１備考第４項第２号中「３９０，０００円」を「４０４，０００円」に改める。

附　則

この規則は、平成２７年１月１日から施行する。

規　則　第　１０２　号

平成２６年１２月２５日

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則（平成１８年規則第２２号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「平成２４年９月３０日（次に掲げる被災支給決定障害者等にあっては、平成２６年９月３０日）」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1)　次に掲げる被災支給決定障害者等　平成２７年２月２８日

ア　原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第２項の規定による指示において設定されている帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に該当するため避難を行っている者

イ　特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第１７条第９項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として設定した地点をいう。以下同じ。）（現に設定されているものに限る。）に存する住居に居住していたため避難を行っている者

ウ　原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定による指示において設定されていた緊急時避難準備区域に該当したため、又は特定避難勧奨地点（現に設定されているものを除く。）に存する住居に居住していたため避難を行っている者（以下「旧緊急時避難準備区域等の被災支給決定障害者等」という。）のうち、政令第１７条第２号又は第３号のいずれかに該当するもの

(2)　前号ウに掲げる者以外の旧緊急時避難準備区域等の被災支給決定障害者等

平成２６年９月３０日

(3)　前２号に掲げる者以外の被災支給決定障害者等　平成２４年９月３０日

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　１０３　号

平成２６年１２月２５日

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法施行細則（平成２２年規則第７４号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「第６条の２第８項」を「第６条の２の２第８項」に改める。

附則第５項中「平成２４年９月３０日（次に掲げる被災施設給付決定保護者にあっては、平成２６年９月３０日）」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1)　次に掲げる被災施設給付決定保護者　平成２７年２月２８日

ア　原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第２項の規定による指示において設定されている帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に該当するため避難を行っている者

イ　特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第１７条第９項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として設定した地点をいう。以下同じ。）（現に設定されているものに限る。）に存する住居に居住していたため避難を行っている者

ウ　原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定による指示において設定されていた緊急時避難準備区域に該当したため、又は特定避難勧奨地点（現に設定されているものを除く。）に存する住居に居住していたため避難を行っている者（以下「旧緊急時避難準備区域等の被災施設給付決定保護者」という。）のうち、政令第２４条第２号若しくは第３号ロ又は第２７条の２第２号のいずれかに該当するもの

(2)　前号ウに掲げる者以外の旧緊急時避難準備区域等の被災施設給付決定保護者　平成２６年９月３０日

(3)　前２号に掲げる者以外の被災施設給付決定保護者　平成２４年９月３０日

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第３項の改正規定は、平成２７年１月１日から施行する。

規　則　第　１０４　号

平成２６年１２月２６日

熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市国民健康保険条例施行規則（昭和５０年規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「すべて」を「全て」に改める。

第１３条中「３万円」を「１万６千円」に改める。

附　則

１　この規則は、平成２７年１月１日から施行する。

２　この規則による改正後の第１３条の規定は、この規則の施行の日以後に給付事由の発生した出産育児一時金について適用し、同日前に給付事由の発生した出産育児一時金については、なお従前の例による。

規　則　第　１０５　号

平成２６年１２月２６日

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（熊本市保育所における保育等に関する規則の一部改正）

第１条　熊本市保育所における保育等に関する規則（昭和６２年規則第２３号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「第５６条第１０項」を「第５６条第７項」に改める。

附則第６項の表備考第９項第２号、附則第８項の表備考第８項第２号及び別表備考第６項第２号中「第６条の２第２項」を「第６条の２の２第２項」に改める。

（熊本市事務分掌規則の一部改正）

第２条　熊本市事務分掌規則(平成８年規則第３８号)の一部を次のように改正する。

別表(4)健康福祉子ども局の表子ども支援課の項事務分掌の欄第２６号中「小児慢性特定疾患対策協議会」を「小児慢性特定疾病審査会」に改める。

（熊本市小児慢性特定疾患治療研究事業における負担金等に関する規則の廃止）

第３条　熊本市小児慢性特定疾患治療研究事業における負担金等に関する規則（平成１７年規則第２４号）は、廃止する。

（犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則の一部改正）

第４条　犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則（平成１８年規則第８５号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「第６条の２第２項」を「第６条の２の２第２項」に、「法第６条の２第４項」を「同条第４項」に改める。

（熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部改正）

第５条　熊本市児童措置費負担金徴収規則（平成２２年規則第７５号）の一部を次の

ように改正する。

別表第１備考第１項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

附　則

この規則は、平成２７年１月１日から施行する。

規　則　第　１０６　号

平成２６年１２月２６日

熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和４１年規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に、「当該入札」を「競争入札」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

第２条第２項第１号中「若しくは製造を粗雑にし」を「、製造その他の役務を粗雑に行い」に改め、同項第７号を同項第８号とし、同項第６号を同項第７号とし、同項第５号の次に次の１号を加える。

(6)　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　１０７　号

平成２６年１２月２６日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成６年規則第６号）の一部を次のように改正する。

様式第２号を次のように改める。

様式第２号

相続人代表者指定届

年　　月　　日

熊本市長（宛）

相続人

氏名　　印

氏名　　印

氏名　　印

氏名　　印

氏名　　印

氏名　　印

被相続人の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので、地方税法第９条の２第１項の規定により届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="4">相続人代表者</td><td>ふりがな</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名
（名称）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住（居）所
（所在地）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被相続人</td><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>死亡時の
住（居）所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>死亡年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="7">相続人</td><td>氏名
（名称）</td><td>被相続人
との続柄</td><td colspan="2">住（居）所
（所在地）</td><td>相続分</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">摘要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">届出人氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="6">事務処理欄</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

様式第３１号及び様式第３１号の２を次のように改める。

様式第３１号

（表）

熊本市長宛
年　月　日提出　〒
熊本市受付印

年度（　　年分）市民税・県民税申告書（提出用）　094

※昨年中、所得がなかった場合は裏面の⑦の通信欄にご記入ください。

様

フリガナ		性別	世帯主との続柄
氏名	㊞	男・女	
生年月日 099	年　月　日	世帯主の氏名	

〈自宅・勤務先・携帯〉

現住所

年1月1日の住所

（現在の）職業　勤務先・屋号

連絡のつく電話番号　091

●収入・所得に関する事項

給与・公的年金・配当・報酬等　収入内訳
（非課税年金は裏面の⑧にご記入ください。）

種類	支払元名称	支払額
雑（個人年金）		

所得金額

	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費等	所得金額（Ⓐ－Ⓑ）	
給与	40	給与所得控除		6
雑 公的年金等	139	公的年金等控除		7
雑 その他（個人年金など）				

	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費等	Ⓒ専従者控除額	所得金額（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）	
営業等					1
農業					2
不動産					3
利子					4
配当			特別徴収税額		5
総合譲渡・一時			特別控除		8
合計	6+7+1+2+3+4+5+8				39

分離譲渡所得	譲渡したものの内容	適用条文	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ特別控除額	Ⓓ特別徴収税額	所得金額（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）

●所得から差し引かれる金額に関する事項

		控除額	
①雑損控除	損害原因　年月日　Ⓐ損失額－補てん金額（災害関連支出の金額）　Ⓑ総所得金額等の10%（災害関連支出の場合は5万円）	Ⓐ－Ⓑ	10
②医療費控除	Ⓐ支払った金額　Ⓑ補てん金額（高額医療、医療保険など）　Ⓒ総所得金額等の5%と10万円の少ない方の金額	Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ	11
③社会保険料控除	国民健康保険料　後期高齢者医療保険料　国民年金保険料　介護保険料　その他の保険料		12
④小規模企業共済等掛金控除	控除額は支払った小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金の合計額		13
⑤生命保険料控除	新一般の生命保険支払額 412　新個人年金保険支払額 415　介護医療保険支払額 414 旧一般の生命保険支払額 413　旧個人年金保険支払額 46		
⑥地震保険料控除	地震保険支払額 15　旧長期損害保険支払額 49		
⑦本人該当控除（該当するものに○を付けてください。）	寡婦（寡婦・死別）・寡夫・未婚 勤労学生（学校名　　）	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）	16
⑧配偶者控除	氏名　生年月日　同居・別居 年　月　日　同・別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）	17
⑨配偶者特別控除	収入金額　所得金額		18

⑩扶養親族	氏名	生年月日	続柄	同居・別居	障害者控除		
		年　月　日		同・別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）	扶養控除合計	19
		年　月　日		同・別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）		
		年　月　日		同・別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）	基礎控除	20　3 3 0 0 0 0
		年　月　日		同・別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）	控除合計	21

給与所得及び公的年金等に係る所得以外（　　年4月1日現在において、65歳未満の方は給与所得以外）の市・県民税の納税方法の選択　□給与から差し引き（特別徴収）　□自分で納付（普通徴収）

［申告代理人］氏名　　続柄　　住所　　連絡先

（裏）

ア 通信欄

1　次の者（単身赴任者を含む。）から扶養または援助（仕送り）を受けていた。

（ﾌﾘｶﾞﾅ）
氏名　　続柄

生年月日　　自営業・会社員・公務員
年　月　日　職業　その他（　　）

住所　　電話番号

2　雇用（失業）保険等を受給していた。

（受給期間）　年　月　日～　年　月　日

（受給額）　円

3　生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。

（期間）　年　月　日～　年　月　日
現在受給中

4　その他（1～3に該当しない場合、昨年の生活状況をご記入ください。）

イ 熊本市外に居住する方で、市内に事務所、家屋敷を有する方
熊本市内に居住する方で居住地外の区に事務所・家屋敷を有する方

1　1月1日現在の事務所（事業所）の所在地・名称

所在地：熊本市

名称（屋号）：　　電話番号：

2　1月1日現在の家屋敷の所在地

所在地：熊本市

※配偶者・扶養親族等がいる場合は表面の配偶者・扶養親族欄にもご記入ください。

ウ 別居の扶養親族等
表面に記入した扶養親族の中で別居の方がいる場合はご記入ください。

氏名	続柄	住所

エ 非課税年金

年金の種類		受け取った金額
1	遺族年金	円
1	恩給扶助料	円
2	障害年金	円
9	老齢福祉年金	円
9	その他	円

オ 給与明細書（日雇いやアルバイト等で源泉徴収票がない方はご記入ください。）

主な雇用主又は事業所			
名称			
住所		電話番号	

月	月収(円)	月	月収(円)
1		7	
2		8	
3		9	
4		10	
5		11	
6		12	
	賞与・手当(円)		
	収入合計(円)		

カ 寄附金に関する事項

都道府県市区町村分	寄附先名称		寄附金額	円
条例指定分	寄附先名称		寄附金額	円
	寄附先名称		寄附金額	円
住所地の共同募金会日赤支部分	寄附先名称		寄附金額	円

キ 事業・不動産所得等収支内訳書　〔業種（　　）屋号（　　）所在地（　　）〕

科目			決算額	科目			決算額
売上金額		①		減価償却費		⑮	
売上原価	期首たな卸高	②		雇人費		⑯	
	仕入れ金額	③		利子割引料		⑰	
	期末たな卸高	④		地代・家賃		⑱	
	差引原価（②＋③－④）	⑤		消耗品費		⑲	
差引金額		⑥				⑳	
必要経費	租税公課	⑦				㉑	
	水道・光熱費	⑧				㉒	
	旅費・交通費	⑨				㉓	
	通信費	⑩				㉔	
	広告・宣伝費	⑪		⑦～㉔経費合計		㉕	
	接待・交際費	⑫		専従者控除		㉖	
	損害保険料	⑬		⑥－㉕－㉖所得金額		㉗	
	修繕費	⑭					

※①を表面Ⓐの収入金額欄へ、「⑤＋㉗」を表面Ⓑ必要経費欄へご記入ください。

家賃地代収入

種類	1件あたりの月収	貸付件数	貸付月数	年間の収入金額
家賃・地代				
家賃・地代				
家賃・地代				
家賃・地代				
権利金等				

専従者

氏名	続柄	生年月日	専従月数	専従者控除額
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		

雇人費

氏名	住所	支払金額

●減価償却費の計算欄

資産の種類	取得年月	①取得価格	②償却の基礎金額	耐用年数	③償却率	④償却期間	⑤償却額 ②×③×④	⑥事業専用割合	⑦必要経費算入額 ⑤×⑥	未償却残高
	年　月	円	円	年		／12カ月	円	%	円	円
	年　月	円	円	年		／12カ月	円	%	円	円
	年　月	円	円	年		／12カ月	円	%	円	円

※必要経費算入額の合計を⑮へご記入ください。

様式第３１号の２

年度（　　年分）

市民税・県民税申告書（提出用）

－所得がなかった方用 －

熊本市長（宛）

年　　月　　日提出

熊本市受付印

フリガナ		性別	世帯主との続柄
氏　名	印	男 女	
生年月日	年　月　日	世帯主の氏名	

現住所 ……　（自宅）（勤務先）（携帯）

年1月1日の住所 ……　（現在の）職業 勤務先・屋号 ……　連絡のつく電話番号 ……

①　申告する年分、生活状況について記入してください。

私は、　年中、所得がなかったことを申告します。なお、生活状況は以下のとおりでした。
（該当する番号に○を付けて、必要な内容を記入してください。）

1　次の者（単身赴任者を含む。）から扶養または援助（仕送り）を受けていた。

氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ）＿＿＿＿＿＿　続柄＿＿＿＿　生年月日＿＿＿＿＿＿年　月　日

住所＿＿＿＿＿＿　職　業　自営業・会社員・公務員・その他（　　）

電話番号＿＿＿＿＿＿

2　非課税年金を受給していた。

年金の種類　遺族年金・恩給扶助料・障害年金・老齢福祉年金・その他（　　）

受け取った金額＿＿＿＿＿＿円

3　雇用（失業）保険等を受給していた。

受給期間　年　月　日～　年　月　日　受給額＿＿＿＿＿＿円

4　生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。

期間　年　月　日～　年　月　日

現在受給中

5　その他（1～4に該当しない場合は、　年中の生活状況を具体的にご記入ください。　〔 例　貯金で生活していた。〕）

＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿

②　所得証明に記載が必要な項目があれば記入してください。

	氏　名	続柄	生年月日	同居・別居	障害者控除
配偶者控除		妻・夫	年　月　日	同 ・ 別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）
扶養親族（配偶者を除く。）			年　月　日	同 ・ 別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）
			年　月　日	同 ・ 別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）
			年　月　日	同 ・ 別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）
			年　月　日	同 ・ 別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）
本人控除（該当するものに○を付けてください。）	寡婦（離別 ・ 死別） ・ 寡夫 ・ 未婚			身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）	
	勤労学生（学校名　　）				

別居の扶養親族	氏名		住所	
	氏名		住所	

〔申告代理人〕 氏名　　続柄　　住所　　連絡先

附　則

1　この規則は、平成２７年１月１日から施行する。

2　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

訓　　令

訓　令　第　１６　号

平成２６年１２月２６日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　大　西　一　史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成８年訓令第３号)の一部を次のように改正する。

第１０条子ども支援課長専決事項の項第９号中「小児慢性特定疾患研究事業に係る医療の給付」を「児童福祉法の規定に基づく小児慢性特定疾病医療支援」に、同項第１２号中「指定療育機関の指定及び」を「指定小児慢性特定疾病医療機関、指定医及び指定療育機関の指定及び」に改める。

附　則

この訓令は、平成２７年１月１日から施行する。

告　　示

告示第８５７号
平成２６年１２月１６日

平成２６年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び熊本市介護保険条例（平成１２年条例第５号）第９条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長　大　西　一　史

年　度	料　目	期　別	納　期　限	備　考
平成２６年度	介護保険料	１１月期	平成２７年1月５日	公示送達者
		１２月期	平成２７年1月５日	５人
		１月期	平成２７年2月２日	（登載省略）
		２月期	平成２７年3月２日	
		３月期	平成２７年3月３１日	

告示第８５８号
平成２６年１２月１６日

国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）第５４条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第１３１条第３号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）第１３条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長　大　西　一　史

１　送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
　１人
２　送達をする書類名
　差押調書（謄本）
　配当計算書

告示第８５９号
平成２６年１２月１６日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　大　西　一　史

道路の種類	路　線　名	道路の区域			
		区　間	旧新の別	敷地の幅員（m）	延　長（m）
主要地方道	熊本菊鹿線	北区鶴羽田一丁目６３４番１地先から北区鶴羽田一丁目６１３番１地先まで	旧	０．０～０．０	０．０

		北区鶴羽田一丁目６３４番１地先から 北区鶴羽田一丁目６１３番１地先まで	新	２２．０ ～ ５３．１	１６２．３

告 示 第 ８ ６ ０ 号
平成２６年１２月１７日

国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）第５４条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長　　大　西　一　史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
１人

告 示 第 ８ ６ １ 号
平成２６年１２月１７日

国道の供用を開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　大　西　一　史

道路の種類	路線名	道路の区域 区　間	供用開始の期日
一般国道	３８７号	北区鶴羽田一丁目６１８番１地先から 北区鶴羽田一丁目６１８番１地先まで	平成２６年１２月１７日
		北区鶴羽田一丁目６１３番２地先から 北区鶴羽田一丁目６１３番１地先まで	

告 示 第 ８ ６ ２ 号
平成２６年１２月１７日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　大　西　一　史

道路の種類	路線名	道路の区域 区　間	供用開始の期日

主要地方道	熊本菊鹿線	北区鶴羽田一丁目６０３番２番地先から 北区鶴羽田一丁目６１３番２番地先まで	平成２６年１２月１７日

告示第８６４号

平成２６年１２月１９日

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第６条第１項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、次のとおり告示する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　要措置区域に指定する区域の土地の所在地

熊本市北区大窪一丁目４番１、５番１、７番１及び８番の各一部

２　当該区域において土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

３　当該区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

告示第８６５号

平成２６年１２月２２日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の認可をした団体から、同条第１１項に規定する変更の届出があったので、同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　団体の名称

万楽寺町自治会

２　変更があった事項及びその内容

⑴　代表者の氏名

「田尻　繁弘」を「内田　達喜」に改める。

⑵　代表者の住所

「熊本市太郎迫町９０８番地５」を「熊本市北区万楽寺町４３２番地」に改める。

告示第８６６号

平成２６年１２月２４日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、同法第５５条の２第１号の規定により告示する。

熊本市長　　大　西　一　史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
（医科）		
みやじま眼科 熊本市東区水源二丁目３番３号 医療法人宮嶋会　理事長　宮嶋　聖也	眼科	平成２６年１０月１日

石原循環器科内科医院 熊本市東区西原二丁目１１－３ 医療法人西原会　理事長　石原　章	内科、循環器科	平成２６年１１月１日
（歯科）		
渡辺歯科医院 熊本市北区楠８－９－８ 医療法人社団渡辺会　理事長　渡邉　博	歯科、小児歯科、矯正歯科	平成２６年１１月１日
こうの矯正歯科クリニック 熊本市中央区上通町２－３０　ニューキクチビル２Ｆ 河野　賢二	矯正歯科、歯科	平成２６年１１月１９日
松原歯科医院 熊本市東区長嶺南４－１１－１１４ 荒木　明日香	歯科、小児歯科	平成２６年9月１６日
（薬局）		
みんなの薬局 熊本市中央区黒髪二丁目３１番２７号 株式会社KMK　代表取締役　内田　幸一	薬局	平成２６年１２月１日

告示第８６７号
平成２６年１２月２４日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第５５条の２第２号の規定により告示する。

熊本市長　　大　西　一　史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
（薬局）			
新	さつき薬局水道町店 熊本市中央区水道町８－２ 株式会社さつき薬局　代表取締役　中川　秀次	平成２６年１２月１日	所在地変更
旧	さつき薬局水道町店 熊本市中央区水道町８－１ 株式会社さつき薬局　代表取締役　中川　秀次		

告示第８６８号
平成２６年１２月２４日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第５５条の２第２号の規定により告示する。

熊本市長　　大　西　一　史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
（医科）	
石原循環器科内科医院 熊本市東区西原２－１１－３ 石原　章	平成２６年１０月３１日

（歯科）	
医療法人社団渡辺会　渡辺歯科医院 熊本市北区楠６－６－５５ 医療法人社団渡辺会　理事長　渡邉　博	平成２６年１０月３１日
松原歯科医院 熊本市東区長嶺南４－１１－１１４ 荒木　明日香	平成２６年9月１５日
（薬局）	
なの花薬局シャワー通り店 熊本市中央区下通二丁目５番１９号 株式会社トータル・メディカルサービス　代表取締役　錦戸　裕幸	平成２６年１１月３０日

告 示 第 ８ ６ ９ 号

平成２６年１２月２４日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５１条第１項の規定により次の指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第５５条の２第３号の規定により告示する。

熊本市長　　大　西　一　史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	辞退年月日
（あん摩・マッサージ）	
上通鍼灸院（施術者：岩上　明治） 熊本市中央区南坪井町１－２９ 熊本市鍼灸マッサージ師会　会長　高橋　武良	平成２６年１２月４日
（はり・きゅう）	
上通鍼灸院（施術者：岩上　明治） 熊本市中央区南坪井町１－２９ 熊本市鍼灸マッサージ師会　会長　高橋　武良	平成２６年１２月４日

告 示 第 ８ ７ ０ 号

平成２６年１２月２４日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２第１項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示する。

熊本市長　　大　西　一　史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
花園ファルマシア 熊本市西区花園五丁目８－１２ 株式会社　グリーンノット 代表取締役　出田　くみ子	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成２６年１１月１７日
居宅介護支援事業所あゆむ 熊本市西区上熊本三丁目５－３６ 株式会社　歩　代表取締役　野本　陽美	居宅介護支援	平成２６年１１月１７日

小林病院 熊本市南区城南町隈庄５７４ 医療法人　小林会　理事長　小林　明子	居宅介護支援・訪問看護・居宅療養管理指導・短期入所療養介護・介護療養型医療施設・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導・介護予防短期入所療養介護	平成２６年１１月２５日
デイサービス　小春日和 熊本市北区武蔵ヶ丘三丁目１１番２０号 チプリアビル 株式会社　さくら 代表取締役　渡邉　カヅ子	通所介護・介護予防通所介護	平成２６年１２月９日
リハビリ処　江南の杜 熊本市中央区本山一丁目５－２０ 医療法人　村田会　理事長　村田　悦男	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成２６年１２月１０日
訪問介護　サン・ケア 熊本市中央区本山一丁目６－９ 白木ビル１－２ 合同会社　ＴＡＣＳ　コム 代表社員　田邉　達弥	訪問介護・介護予防訪問介護	平成２６年１２月１日
ヘルパーステーション　よもぎ 熊本市北区四方寄町１４１１番地９ 医療法人　松実会　理事長　松崎　博充	訪問介護・介護予防訪問介護	平成２６年１２月１日
訪問看護ステーション桜十字 熊本市南区御幸木部一丁目１番１号 医療法人　桜十字　理事長　西川　朋希	訪問看護・介護予防訪問看護	平成２６年１１月２４日
みどりの樹訪問介護ステーション 熊本市東区健軍一丁目２４番２０号 株式会社　リープス・ケア 代表取締役　中島　理子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成２６年１２月１日
ロイヤル飛田訪問介護ステーション 熊本市北区飛田四丁目４－８３　シャンカール２１　１０２号 株式会社　社会福祉総合研究所 代表取締役　北原　弘美	訪問介護・介護予防訪問介護	平成２６年１２月１日
ロイヤル飛田訪問看護ステーション 熊本市北区飛田四丁目４－８３　シャンカール２１　１０２号 株式会社　社会福祉総合研究所 代表取締役　北原　弘美	訪問看護・介護予防訪問看護	平成２６年１２月１日
ケアサポート・土河原 熊本市南区土河原町２９番地２号 合同会社　ケアサポート・土河原 代表社員　大川　保洋	居宅介護支援	平成２６年8月１日

なの花薬局シャワー通り店 熊本市中央区下通二丁目５番１９号 株式会社　トータル・メディカルサービス 　代表取締役　錦戸　裕幸	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成２６年7月１日
ほたる薬局 熊本市北区鶴羽田一丁目１４－５ 株式会社　トータル・メディカルサービス 　代表取締役　錦戸　裕幸	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成２６年7月１日
在宅・よろず相談クリニック 熊本市中央区水前寺三丁目４３－２７ 俵　智	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成２６年8月１日

告示第８７１号

平成２６年１２月２４日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２第４項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第５５条の２第２号の規定により告示する。

熊本市長　　大　西　一　史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
笑みの樹デイサービスセンター 熊本市南区御幸笛田五丁目２番８号 株式会社　宝和会　代表取締役　寶代　芙美子	平成２５年１１月５日	所在地変更
ヒューマンライフケア熊本 熊本市中央区細工町三丁目７番２号 ヒューマンライフケア株式会社 　代表取締役　野田　和彦	平成２６年１０月１日	その他変更
ヒューマンライフケアあきつ 熊本市東区若葉二丁目１５番２５号モナーク秋津１階 ヒューマンライフケア株式会社 　代表取締役　野田　和彦	平成２６年１０月１日	その他変更
ヒューマンライフケア細工町の湯 熊本市中央区細工町三丁目７番２号細工町ハイツ１階 ヒューマンライフケア株式会社 　代表取締役　野田　和彦	平成２６年１０月１日	その他変更
居宅介護支援事業所　八王寺の杜 熊本市中央区国府三丁目１９－４２ 社会医療法人　芳和会　理事長　大石　史弘	平成２６年１２月１日	名称変更・所在地変更
訪問看護ステーション　八王寺の杜 熊本市中央区国府三丁目１９－４２ 社会医療法人　芳和会　理事長　大石　史弘	平成２６年１２月１日	名称変更・所在地変更
小規模多機能型居宅介護　八王寺の杜 熊本市中央区国府三丁目１９－４２ 社会医療法人　芳和会　理事長　大石　史弘	平成２６年１２月１日	名称変更・所在地変更

告 示 第 ８ ７ ２ 号
平成２６年１２月２４日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２第４項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第５５条の２第２号の規定により告示する。

熊本市長　　大　西　一　史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
デイサービスこころ江津湖の杜 熊本市東区江津一丁目３０－３３ ココロの風景株式会社　代表取締役　元田　雅之	平成２６年１１月３０日
デイサービスこころ保田窪の杜 熊本市東区保田窪三丁目２３－１０３ ココロの風景株式会社　代表取締役　元田　雅之	平成２６年１２月３１日

告 示 第 ８ ７ ３ 号
平成２６年１２月２４日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　大　西　一　史

整理番号	路線名	道路の区域 区　間	供用開始の期日
１１－７４	新南部１丁目第１号線	東区新南部一丁目５５７番２地先から 東区新南部一丁目５５６番１地先まで	平成２６年１２月２４日
１１－１２４	新南部町渡鹿７丁目第１号線	東区新南部一丁目５４３番４地先から 東区渡鹿八丁目５３７番１地先まで	平成２６年１２月２４日

告 示 第 ８ ７ ４ 号
平成２６年１２月２６日

屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）第８条第２項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長　　大　西　一　史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
１２月５日	はり札等	３	本山	１２月６日

１２月６日	はり札等	５９	迎町・日吉・近見・中原町・野口・八幡・古川町	１２月７日
	立看板等	１	近見	
１２月８日	はり札等	８	世安町・近見	１２月９日
１２月１１日	はり札等	１	御領	１２月１２日
１２月１５日	はり札等	４	本山・画図町重富	１２月１６日
１２月２０日	はり札等	２３	迎町・世安町・城山大塘町	１２月２１日
保管場所　　熊本市花畑別館　（熊本市中央区花畑町３－１）				

告示第８７５号

平成２６年１２月２６日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の指定及び同法第５３条第１項本文の指定をしたので、同法第７８条及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の２並びに同法第１１５条の１０及び同法施行規則第１４０条の２３の規定により告示する。

熊本市長　　大　西　一　史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
４３７０１１０８９４	ケアサポートゆり 熊本市北区釜尾町９６５番地１	株式会社ハナダ 熊本市北区釜尾町９６５番地１ 代表取締役　花田　一郎	平成２７年１月１日	訪問介護
４３７０１１０８９４	ケアサポートゆり 熊本市北区釜尾町９６５番地１	株式会社ハナダ 熊本市北区釜尾町９６５番地１ 代表取締役　花田　一郎	平成２７年１月１日	介護予防訪問介護

告示第８７６号

平成２６年１２月２６日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）第１３条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　督促状送達の効力の発生日（登載省略）

この掲示を始めた日から起算して７日を経過した日

２　督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名

⑴　市県民税（普通徴収）

２３２件

⑵　固定資産税

１件

(3) 市県民税（特別徴収）

１５件

告 示 第 ８ ７ ７ 号

平成２６年１２月２６日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　大　西　一　史

整理番号	路線名	道路の区域		
		区　間	敷地の幅員（m）	延長（m）
２４－４８９	和泉町第１３号線	北区和泉町８３０番１地先から 北区和泉町６５１番１地先まで	９．０ ～ ７９．６	３３８．０

告 示 第 ８ ７ ８ 号

平成２６年１２月２６日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　大　西　一　史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区　間	
２４－４８９	和泉町第１３号線	北区和泉町８３０番１地先から 北区和泉町６５１番１地先まで	平成２６年１２月２６日

告 示 第 ８ ７ ９ 号

平成２６年１２月２６日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　大　西　一　史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区　間	旧新の別	敷地の幅員（m）	延　長（m）

7－516	花園２丁目上熊本３丁目第１号線	西区池亀町７０６番１地先から 西区上熊本三丁目７２番２地先まで	旧	２５．０ ～ ３３．３	１６０．０
		西区池亀町７０６番１地先から 西区上熊本三丁目７２番２地先まで	新	２５．０ ～ ３３．８	１６０．０

告示第８８０号

平成２６年１２月２６日

市道の路線を次のように認定するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第９条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　大西一史

整理番号	路線名	起点 終点
４－５７０	国府３丁目第２５号線	中央区国府三丁目５８１番２地先
		中央区国府三丁目５８１番１５地先
９－１０６６	打越町第３９号線	北区打越町２８０番１地先
		北区打越町２８０番９地先
１２－１１２９	山ノ神２丁目第１４号線	東区山ノ神二丁目３４０４番１６地先
		東区山ノ神二丁目３４０４番２０地先
２３－８８４	戸島西４丁目第７号線	東区戸島西四丁目３１５１番１３地先
		東区戸島西四丁目３５４６番１３地先
２３－８８５	戸島西４丁目第８号線	東区戸島西四丁目３５４６番９地先
		東区戸島西四丁目３５５１番９地先
２３－８８６	戸島西６丁目第２号線	東区戸島西六丁目２９８５番２１地先
		東区戸島西六丁目２９８５番９地先
２３－８８７	小山３丁目第３号線	東区小山三丁目５５１番１地先
		東区小山三丁目５５１番８地先
２６－１６７	護藤町第３６号線	南区護藤町１２９２番１地先
		南区護藤町１２７８番３地先
２８－３０６０４	清藤　第１８号線	南区富合町清藤４４５番５地先
		南区富合町清藤４４５番３地先

９－１０６７	山室１丁目第７号線	北区山室一丁目４４番４８地先
		北区山室一丁目４４番３０地先
２３－８８８	長嶺南６丁目第８号線号線	東区長嶺南六丁目１８６５番３地先
		東区長嶺南六丁目１８６５番１１地先
２９－３０４０４	藤山第１号線号線	南区城南町藤山７１５番４地先
		南区城南町藤山６８７番７地先
２４－３８１	鶴羽田１丁目第１号線号線	北区鶴羽田一丁目５１９番８地先
		北区鶴羽田一丁目４８２番１地先
２４－５０４	鶴羽田１丁目第２号線号線	北区鶴羽田一丁目６２２番１地先
		北区鶴羽田一丁目６２１番７地先
２４－５０５	鶴羽田町鶴羽田２丁目第１号線	北区鶴羽田町５１２番１地先
		北区鶴羽田二丁目４９６番１地先
２４－５０６	鶴羽田町鶴羽田３丁目第１号線	北区鶴羽田町６７１番１地先
		北区鶴羽田三丁目６４７番１地先
２４－１８５	四方寄町第４号線	北区四方寄町４４１番１地先
		北区四方寄町３２９番２地先
２４－５０７	四方寄町第３１号線	北区四方寄町４３８番４地先
		北区四方寄町４２４番１地先
２４－５０８	四方寄町第３２号線	北区四方寄町５３１番４地先
		北区四方寄町５２６番１地先

告示第８８１号

平成２６年１２月２６日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　大　西　一　史

整理番号	路　線　名	起　　点
		終　　点
２４－３８１	鶴羽田町第３５号線	鶴羽田町５１９番８地先
		鶴羽田町５１９番９地先

２４－１８５	四方寄町第４号線	四方寄町４３９番１地先
		四方寄町３２９番１地先

告 示 第 ８ ８ ２ 号

平成２６年１２月２６日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　大　西　一　史

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	路面幅員(m)	延長(m)
４－５７０	国府３丁目第２５号線	中央区国府三丁目５８１番２地先 中央区国府三丁目５８１番１５地先	５．０～１０．０	７６．１
９－１０６６	打越町第３９号線	北区打越町２８０番１地先 北区打越町２８０番９地先	５．０～１０．２	９３．４
１２－１１２９	山ノ神２丁目第１４号線	東区山ノ神二丁目３４０４番１６地先 東区山ノ神二丁目３４０４番２０地先	５．０～７．１	５９．９
２３－８８４	戸島西４丁目第７号線	東区戸島西四丁目３１５１番１３地先 東区戸島西四丁目３５４６番１３地先	５．０～７．０	１０１．７
２３－８８５	戸島西４丁目第８号線	東区戸島西四丁目３５４６番９地先 東区戸島西四丁目３５５１番９地先	５．０～９．１	１５８．１
２３－８８６	戸島西６丁目第２号線	東区戸島西六丁目２９８５番２１地先 東区戸島西六丁目２９８５番９地先	５．０～９．２	１２１．５
２３－８８７	小山３丁目第３号線	東区小山三丁目５５１番１地先 東区小山三丁目５５１番８地先	５．０～９．６	１１９．０
２６－１６７	護藤町第３６号線	南区護藤町１２９２番１地先 南区護藤町１２７８番３地先	５．０～１５．０	９１．７
２８－３０６０４	清藤第１８号線	南区富合町清藤４４５番５地先 南区富合町清藤４４５番３地先	５．０～１０．０	４７．５
９－１０６７	山室１丁目第７号線	北区山室一丁目４４番４８地先 北区山室一丁目４４番３０地先	４．０～１０．２	９８．０
２３－８８８	長嶺南６丁目第８号線	東区長嶺南六丁目１８６５番３地先 東区長嶺南六丁目１８６５番１１地先	４．０～６．０	７５．４

２９－３０４０４	藤山第１号線	南区城南町藤山７１５番４地先 南区城南町藤山６８７番７地先	４．９～ ８．０	３３６．４
２４－３８１	鶴羽田１丁目第１号線	北区鶴羽田一丁目５１９番８地先 北区鶴羽田一丁目４８２番１地先	８．７～ １９．９	１６６．４
２４－５０４	鶴羽田１丁目第２号線	北区鶴羽田一丁目６２２番１地先 北区鶴羽田一丁目６２１番７地先	５．９～ ２６．６	９３．５
２４－５０５	鶴羽田町鶴羽田２丁目第１号線	北区鶴羽田町５１２番１地先 北区鶴羽田二丁目４９６番１地先	６．８～ ３２．８	１７０．２
２４－５０６	鶴羽田町鶴羽田３丁目第１号線	北区鶴羽田町６７１番１地先 北区鶴羽田三丁目６４７番１地先	１１．１～ ２４．３	２１７．７
２４－１８５	四方寄町第４号線	北区四方寄町４４１番１地先 北区四方寄町３２９番２地先	４．０～ ２１．０	４４４．５
２４－５０７	四方寄町第３１号線	北区四方寄町４３８番４地先 北区四方寄町４２４番１地先	６．０～ ９．１	１０１．７
２４－５０８	四方寄町第３２号線	北区四方寄町５３１番４地先 北区四方寄町５２６番１地先	８．９～ ２１．６	１３５．５

告示第８８３号

平成２６年１２月２６日

市道の供用を次のように開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　大　西　一　史

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点
４－５７０	国府３丁目第２５号線	中央区国府三丁目５８１番２地先 中央区国府三丁目５８１番１５地先
９－１０６６	打越町第３９号線	北区打越町２８０番１地先 北区打越町２８０番９地先
１２－１１２９	山ノ神２丁目第１４号線	東区山ノ神二丁目３４０４番１６地先 東区山ノ神二丁目３４０４番２０地先
２３－８８４	戸島西４丁目第７号線	東区戸島西四丁目３１５１番１３地先 東区戸島西四丁目３５４６番１３地先

２３－８８５	戸島西４丁目第８号線	東区戸島西四丁目３５４６番９地先
		東区戸島西四丁目３５５１番９地先
２３－８８６	戸島西６丁目第２号線	東区戸島西六丁目２９８５番２１地先
		東区戸島西六丁目２９８５番９地先
２３－８８７	小山３丁目第３号線	東区小山三丁目５５１番１地先
		東区小山三丁目５５１番８地先
２６－１６７	護藤町第３６号線	南区護藤町１２９２番１地先
		南区護藤町１２７８番３地先
２８－３０６０４	清藤第１８号線	南区富合町清藤４４５番５地先
		南区富合町清藤４４５番３地先
９－１０６７	山室１丁目第７号線	北区山室一丁目４４番４８地先
		北区山室一丁目４４番３０地先
２３－８８８	長嶺南６丁目第８号線号線	東区長嶺南六丁目１８６５番３地先
		東区長嶺南六丁目１８６５番１１地先
２９－３０４０４	藤山第１号線号線	南区城南町藤山７１５番４地先
		南区城南町藤山６８７番７地先

供用開始の期日
平成２６年１２月２６日

公　　告

公 告 第 ８ ５ ２ 号
平成２６年１２月１６日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区荒尾町字寺田１２３３番１、八分字町字中道１９番、同２０番及び市道の一部
１，６４４．８８平方メートル

２　許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区秋津二丁目１６番３５号
株式会社　桜会
代表取締役　蓑田　みな子

公 告 第 ８ ５ ４ 号
平成２６年１２月１７日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市西区中島町字南古川１８５１番1、１８５１番2
　４１１．９７平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名
　熊本市西区城山大塘三丁目
　氏名　登載省略

公 告 第 ８ ５ ５ 号
平成２６年１２月１７日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市南区会富町字千手１０２番1、１０２番３
　５０３．２２平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名
　熊本県宇土市宮庄町
　氏名　登載省略

公 告 第 ８ ５ ６ 号
平成２６年１２月１７日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市南区会富町字千手１０２番2、１０２番４
　４８７．３１平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名
　熊本県天草市久玉町
　氏名　登載省略

公 告 第 ８ ５ ７ 号
平成２６年１２月１７日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市北区植木町一木字前畑６２番6、６２番７
　３１７．３５平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名
　熊本市北区植木町一木
　氏名　登載省略

公 告 第 ８ ５ ８ 号
平成２６年１２月１７日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市北区龍田町弓削字権現窪下７２１番１、７２１番５及び字大道ノ上８７１番１、８７１番２
　２，３６８．０１平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
　東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
　株式会社　ファミリーマート
　　建設部　部長　今木　耕司

公 告 第 ８ ５ ９ 号
平成２６年１２月１８日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市南区富合町小岩瀬字安善坊８０８番１
　３３４．０６平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
　熊本市南区富合町小岩瀬
　氏名　登載省略

公 告 第 ８ ６ １ 号
平成２６年１２月１９日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市南区薄場一丁目８８番２
　２５２．４８平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
　熊本市中央区坪井六丁目
　氏名　登載省略

公 告 第 ８ ６ ３ 号
平成２６年１２月２２日

土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１０３条第１項の規定による熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第１３３条第１項及び第２項において準用する同法第７７条第５項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容が熊本県熊本市南区田井島三丁目８番地１号にある組合事務所に掲示されている。

熊本市長　　大　西　一　史

書類の送付を受けるべき者
熊本市南区田迎町良町９６番地　　宮本ミツエ

公 告 第 ８ ６ ４ 号
平成２６年１２月２２日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区荒尾一丁目１７７番、１７８番、１８１番
３，１６７．８２平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南八丁目８番５５号
株式会社　アネシス
代表取締役　加藤　龍也
熊本市東区長嶺南八丁目１１番４０号
三智開発株式会社
代表取締役　原　美保

公 告 第 ８ ６ ５ 号
平成２６年１２月２２日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区保田窪四丁目７２９番２
１，１３８．０６平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区健軍二丁目１８番２６号
熊本入大株式会社
代表取締役　春野　涼記

公 告 第 ８ ６ ６ 号
平成２６年１２月２２日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区改寄町字西久保２３５６番１、２３６２番１
１，８８４．４３平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県人吉市土手町３７番地
アドバンス株式会社
代表取締役　中村　明博

公 告 第 ８ ６ ７ 号
平成２６年１２月２２日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市南区南高江五丁目１１４番1、１１５番3、１１６番1、１１８番1
　１，９２４．９０平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
　東京都品川区大崎一丁目１１番２号
　株式会社　ローソン
　　代表取締役　玉塚　元一

公 告 第 ８ ６ ９ 号
平成２６年１２月２４日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市南区砂原町字堂ノ前８６番４
　１，１４５．１８平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
　熊本市北区高平二丁目１４番５３号
　株式会社　川﨑ハウジング九州
　　代表取締役　若林　和彦

公 告 第 ８ ７ １ 号
平成２６年１２月２５日

このたび、熊本市の一部の地域を受益地とする第一海路口地区土地改良事業（農業用用排水施設）を県営事業として施行申請を行うために土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８５条の２第２項の規定による公告をしたいので、同法第８５条の２第５項において準用する同法第８５条第６項の規定に基づきこの旨を公告し、土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

この土地改良事業計画の概要に意見がある者は、同法第８５条の２第５項において準用する同法第８５条第７項の規定により公告人に対し意見書を提出することができる。

なお、縦覧に供する書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法については、次のとおりである。

熊本市長　　大　西　一　史

１　縦覧に供する書類の名称
　県営第一海路口地区土地改良事業（農業用用排水施設）計画の概要
２　縦覧期間
　平成２６年１２月２５日から平成２７年1月３０日まで
３　縦覧の場所
　熊本市南区農業振興課飽田天明分室
４　意見書の提出方法
　⑴　提出先
　　郵便番号　〒８６１－４１２６

住　所　　熊本市南区奥古閑町２０３５
熊本市南区農業振興課飽田天明分室
（ファクシミリ番号０９６－２２３－３２７５）
（電子メールアドレス minaminogyoakitatemmei@city.kumamoto.lg.jp）

⑵ 提出要領

住所、氏名、電話番号及び事業計画の概要への意見を記載し、郵送（又はファクシミリ若しくは電子メール）により提出すること。

⑶ 意見書提出上の注意

意見書は公表する場合があります。また、提出された意見に対して個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

公 告 第 ８ ７ ４ 号
平成２６年１２月２６日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１２条第１項の規定により平成２６年８月６日付け公告第５８１号で公告した農業振興地域整備計画を同法第１３条第１項の規定により変更するので、同法第１３条第４項において準用する同法第１１条第１項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第１３条第４項の規定において準用する同法第１１条第２項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第１３条第４項の規定において準用する同法第１２条第１項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第１３条第４項において準用する同法第１１条第３項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成２７年1月２５日の翌日から起算して、１５日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長　　大　西　一　史

１　農業振興地域整備計画（案）縦覧期間
自　平成２６年１２月２７日
至　平成２７年1月２６日

２　農業振興地域整備計画（案）縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課
熊本市北区役所農業振興課

３　意見の提出について
⑴　意見書の提出先　　農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
⑵　意見書の提出方法　文書により提出すること
⑶　意見書の提出期限　平成２７年2月１０日

４　異議申出について
⑴　異議申出の申出先　農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
⑵　異議申出の方法　　文書により提出すること

公 告 第 ８ ７ ８ 号
平成２６年１２月２６日

熊本市一般競争入札実施要領の一部を改正する要領を公告する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市一般競争入札実施要領の一部を改正する要領

熊本市一般競争入札実施要領（平成１９年告示第２３０号）の一部を次のように改正する。
４(1)ア中「第１６７条の４第１項」を「第１６７条の４第１項各号」に改める。

附　則

この要領は、公告の日から施行する。

中　央　区

中央区告示第２８号
平成２６年１２月２２日

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第８条及び第１２条第１項の規定により、次の者の住民票を平成２６年１２月１２日に職権により消除したので、同条第４項の規定により告示する。

熊本市中央区長　　前　渕　啓　子

以下、登載省略

中央区告示第２９号
平成２６年１２月２２日

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第８条及び第１２条第１項の規定により、次の者の住民票を平成２６年１２月１６日に職権により消除したので、同条第４項の規定により告示する。

熊本市中央区長　　前　渕　啓　子

以下、登載省略

西　　区

西区告示第１２号
平成２６年１２月１９日

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第８条及び第１２条第１項の規定により、次の者の住民票を平成２６年１２月１１日に職権により消除したので、同条第４項の規定により告示する。

熊本市西区長　　永　田　剛　毅

以下、登載省略

南　　区

南区告示第１０号
平成２６年１２月１８日

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第８条及び第１２条第１項の規定により、次の者の住民票を平成２６年１２月５日に職権により消除したので、同条第４項の規定により告示する。

熊本市南区長　　永　目　工　嗣

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第８７号
平成２６年１２月１６日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成２１年上下水道局規程第３６号）第２２条第１号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者　　寺　田　勝　博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第７２５号	上益城郡益城町大字広崎１０３４番地２ 株式会社井設備 代表取締役　井　政則	平成２６年１２月５日
第７２６号	熊本市中央区帯山九丁目１－２５－１０１ 藤設備 代表者　後藤　英生	平成２６年１２月５日

上下水道局告示第８８号
平成２６年１２月１６日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成２１年上下水道局規程第３６号）第１３条第１項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第１４条第１項第１号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第２２条第２号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者　　寺　田　勝　博

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第５１３号	熊本市東区山ノ内一丁目１番１７５号 井設備 代表者　井　逸男	平成２６年１２月５日

上下水道局告示第８９号
平成２６年１２月１６日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成２１年上下水道局規程第３６号）第１３条第２項第４号の規定による届出があったので、同規程第２２条第４号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者　　寺　田　勝　博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由

第４５４号	熊本市北区下硯川二丁目７番８６号 エムエステック株式会社 代表取締役　森山　秋彦	平成２６年１２月３日 営業所の移転

上下水道局告示第９０号
平成２６年１２月２６日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成２１年上下水道局規程第３６号）第１３条第２項第２号の規定による届出があったので、同規程第２２条第４号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者　　寺　田　勝　博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日 異動事由
第３０７号	上益城郡御船町高木１８７９番地１ 株式会社晃設工業 代表取締役　早川　斉嘉	平成２６年１２月２２日 代表者の異動

教 育 委 員 会

教委告示第１４号
平成２６年１２月１９日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長　　﨑　元　達　郎

1　日時
　平成２６年１２月２６日（金）　午後２時から
2　場所
　マスミューチュアル生命ビル　7階　会議室
3　議事
　⑴　熊本市教職員住宅管理規則を廃止する規則について
4　協議
　⑴　子ども・子育て支援新制度における熊本市立幼稚園の対応について
　⑵　平成２７年度当初予算要求の概要について
5　報告
　⑴　小学校給食調理等業務の民間委託に伴う業者決定について
　⑵　第１１回タウンミーティングの意見交換内容について
　⑶　第9回スクールミーティングの意見交換内容について
　⑷　教育委員会への陳情・要望について
　⑸　広報広聴関係について

農業委員会

農委公告第１３号
平成２６年１２月２６日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成２４年農委規則第１号）第２条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長　　森　日　出　輝

１　日時　　平成２７年1月８日（木）午後3時
２　場所　　市役所１４階大ホール
３　議題
　第１号議案　農地法第３条の規定に基づく許可申請（会許可分）
　第２号議案　事業計画変更
　第３号議案　農地法第４条の規定に基づく許可申請
　第４号議案　農地法第５条の規定に基づく許可申請
　第５号議案　土地改良法３条による資格証明願
　第６号議案　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（１０号）
　第７号議案　引き続き農業経営を行っている旨の証明願
４　報告事項
５　その他

人事委員会

人委規則第２０号
平成２６年１２月１９日

熊本市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

熊本市職員の任用に関する規則（平成６年人委規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２号中「第９条の２第１項各号」の次に「及び第２項各号」を加え、同条第３号中「困難である」の次に「又は長期的視点を踏まえた人事管理及び人材育成を適切に行う必要がある」を加える。

第１４条第１項第２号ア中「７年」を「３年」に、「課長級昇任試験を複数回受験している」を「昇任時における年齢が５０歳以上である」に改め、同号イ中「試験日の属する年度の４月１日の」を「昇任時における」に、「４９歳」を「４３歳」に改め、「ただし、人事委員会が特に認める場合はこの限りでない。」を削り、同条第２項中「別に定める」を「その都度決定する」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人委規則第２１号
平成２６年１２月１９日

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成１９年人委規則第１号）の一部を次のように改正する。

第８条中「前２条」を「第７条」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加

える。

第６条の適用を受ける職員については、初任給規則第１２条から第１５条まで及び第１８条から第２２条までの規定は適用しない。

附　則

この規則は、平成２７年１月１日から施行する。

人委規則第２２号

平成２６年１２月１９日

熊本市初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

第１条　熊本市初任給調整手当支給規則（平成６年人委規則第２１号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	円		円
１年未満	216,000	18年以上19年未満	206,100
１年以上２年未満	216,000	19年以上20年未満	202,800
２年以上３年未満	216,000	20年以上21年未満	199,500
３年以上４年未満	216,000	21年以上22年未満	192,200
４年以上５年未満	216,000	22年以上23年未満	184,700
５年以上６年未満	216,000	23年以上24年未満	177,700
６年以上７年未満	216,000	24年以上25年未満	170,300
７年以上８年未満	216,000	25年以上26年未満	163,100
８年以上９年未満	216,000	26年以上27年未満	152,000
９年以上10年未満	216,000	27年以上28年未満	141,400
10年以上11年未満	216,000	28年以上29年未満	130,600
11年以上12年未満	216,000	29年以上30年未満	119,500
12年以上13年未満	216,000	30年以上31年未満	108,000
13年以上14年未満	216,000	31年以上32年未満	96,200
14年以上15年未満	216,000	32年以上33年未満	84,800
15年以上16年未満	216,000	33年以上34年未満	65,300
16年以上17年未満	212,700	34年以上35年未満	47,500
17年以上18年未満	209,400		

」

を

「

	円		円
１年未満	217,000	18年以上19年未満	207,100
１年以上２年未満	217,000	19年以上20年未満	203,800
２年以上３年未満	217,000	20年以上21年未満	200,500
３年以上４年未満	217,000	21年以上22年未満	193,100
４年以上５年未満	217,000	22年以上23年未満	185,600
５年以上６年未満	217,000	23年以上24年未満	178,500
６年以上７年未満	217,000	24年以上25年未満	171,000
７年以上８年未満	217,000	25年以上26年未満	163,700
８年以上９年未満	217,000	26年以上27年未満	152,600
９年以上10年未満	217,000	27年以上28年未満	141,900
10年以上11年未満	217,000	28年以上29年未満	131,000
11年以上12年未満	217,000	29年以上30年未満	119,900
12年以上13年未満	217,000	30年以上31年未満	108,300
13年以上14年未満	217,000	31年以上32年未満	96,400
14年以上15年未満	217,000	32年以上33年未満	84,900
15年以上16年未満	217,000	33年以上34年未満	65,400
16年以上17年未満	213,700	34年以上35年未満	47,500
17年以上18年未満	210,400		

」

に改める。

第２条　熊本市初任給調整手当支給規則の一部を次のように改正する。

別表中

「

	円		円
１年未満	217,000	18年以上19年未満	207,100
１年以上２年未満	217,000	19年以上20年未満	203,800
２年以上３年未満	217,000	20年以上21年未満	200,500
３年以上４年未満	217,000	21年以上22年未満	193,100
４年以上５年未満	217,000	22年以上23年未満	185,600
５年以上６年未満	217,000	23年以上24年未満	178,500
６年以上７年未満	217,000	24年以上25年未満	171,000

7年以上8年未満	217,000	25年以上26年未満	163,700
8年以上9年未満	217,000	26年以上27年未満	152,600
9年以上10年未満	217,000	27年以上28年未満	141,900
10年以上11年未満	217,000	28年以上29年未満	131,000
11年以上12年未満	217,000	29年以上30年未満	119,900
12年以上13年未満	217,000	30年以上31年未満	108,300
13年以上14年未満	217,000	31年以上32年未満	96,400
14年以上15年未満	217,000	32年以上33年未満	84,900
15年以上16年未満	217,000	33年以上34年未満	65,400
16年以上17年未満	213,700	34年以上35年未満	47,500
17年以上18年未満	210,400		

」

を

「

	円		円
1年未満	307,000	18年以上19年未満	297,100
1年以上2年未満	307,000	19年以上20年未満	293,800
2年以上3年未満	307,000	20年以上21年未満	290,500
3年以上4年未満	307,000	21年以上22年未満	276,700
4年以上5年未満	307,000	22年以上23年未満	262,700
5年以上6年未満	307,000	23年以上24年未満	249,200
6年以上7年未満	307,000	24年以上25年未満	235,300
7年以上8年未満	307,000	25年以上26年未満	221,600
8年以上9年未満	307,000	26年以上27年未満	204,000
9年以上10年未満	307,000	27年以上28年未満	186,900
10年以上11年未満	307,000	28年以上29年未満	169,600
11年以上12年未満	307,000	29年以上30年未満	152,000
12年以上13年未満	307,000	30年以上31年未満	134,000
13年以上14年未満	307,000	31年以上32年未満	115,700
14年以上15年未満	307,000	32年以上33年未満	97,800
15年以上16年未満	307,000	33年以上34年未満	71,800
16年以上17年未満	303,700	34年以上35年未満	47,500

17年以上18年未満	300,400		

」

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第１条の規定は平成２６年４月１日から、第２条の規定は同年１２月１日から適用する。